

第32回産業統計部会議事録

1 日 時 平成24年12月19日（水）10:00～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）西郷浩

（委 員）竹原功、中村洋一

（専 門 委 員）工藤貴史、三木奈津子、三浦秀樹

（審議協力者）財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：矢野センサス統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：村上室長、若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について

5 議事録

西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、今から第32回「産業統計部会」を始めたいと思います。

それでは、前回に引き続き漁業センサスの変更等についてということで、今回は実質的に2回目の審議となります。

議事に入ります前に、前回御欠席されました千葉県の審議協力者の方がお見えですので、一言自己紹介をお願いいたします。

千葉県 おはようございます。千葉県の統計課長の宮内でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

なお、川本委員と北村委員におかれましては、所用により御欠席と伺っております。

それでは、審議に入る前に、まず今日の配布資料を御説明していただきますので、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 それでは、お手元の資料、議事次第を御覧いただければと思います。ここに「4 配布資料」といたしまして資料1「第31回産業統計部会結果概要」、資料2「第31回産業統計部会において出された意見等に対する回答（農林水産省）」ということで、関係資料をお配りしております。

資料1の前回部会の結果概要につきましては、既にメールで事前にお送りいたしまして、内容を御確認いただいておりますので、説明は割愛させていただきますが、資料1としてお配りしております。

それから、前回部会の審議において委員、専門委員から出されました意見等に対する回答ということで、資料2としてお配りしております。

今回は前回に引き続きまして個別論点の審議をお願いすることになりますが、資料といたしましては前回の部会の資料ですが、資料3-1の審査メモ、資料3-2の審査メモで示された論点に対する回答、過去の答申で示された課題に関する対応状況に関するものとして、資料3-3及び資料3-4、それから、漁業センサスについて当方からの確認事項に関する資料として資料3-5を用いる予定でございます。もし不足等がございましたら事務局までお申し出いただければと思います。よろしく願いいたします。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、まず前回の部会におきまして委員、専門委員の皆様から意見を頂戴したのですけれども、7点ございましたが、農林水産省から資料2に基づいて、いわゆる宿題に対する御回答をお願いいたします。よろしく願いいたします。

矢野センサス統計室長 前回の審議の中で御意見をいただいた点につきまして整理いたしましたので、御説明させていただきます。まず資料2の1ページの上でございますが、海面漁業調査の漁業経営体調査票 でございます。

「漁船非使用」を今回追加したわけでございますけれども、これは7ページをご覧いただきたいと思います。7ページは個人経営体用なのですけれども、当初の案では右上のところに漁船非使用というものが記載されておまして、右に流れて行くという形になっておりましたけれども、そうしますと、そこだけを見て該当ページを書かずに進んでしまう方がいらっしゃるという御意見をいただきましたので、このページの左上のほう、漁船非使用の下のところに注釈を入れまして「漁船非使用」に 印をつけた場合は次のページに進んでくださいというふうにレイアウトを変えさせていただきました。

西郷部会長 1件ずつ確認させていただければと思います。今の点いかがでしょうか。これはたしか工藤専門委員から誘導の仕方が不適切なのではないかという御指摘だったと思いますけれども、以上のような変更でよろしいですか。

工藤専門委員 良いと思います。

西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、2点目よろしく願いいたします。

矢野センサス統計室長 2つ目でございますけれども「 漁業経営について」の中で「1 過去1年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類及び販売金額が最も多いもの」という点でございます。

この点につきましては従来、私どもとしましては2種類以上の漁業種類を営む漁業経営体は、全体で5割強存在はするのですけれども、ただ、第2位の構成を見ますと全体から

主とする経営体数を差し引きまして第2位以下の漁業種類の構成を出してみますと、ほぼ同じである。調査結果の利活用上は、余り支障はないだろうと考えまして、報告者の負担軽減の観点から把握は行わないことを検討していたわけですが、ただ、やはり2位以下というものも漁業生産構造の把握という意味から、非常に重要な情報であるという御指摘をいただきましたので、9ページの一番下の部分でございますけれども、ここに第1位と第2位を漁業種類の番号を書き込んでもらうという形で把握したい。従前は縦の列で例えば左の「101遠洋底びき網」の横に営んだもの全て印の横に第1位のを把握する欄があったわけですが、逆にそこは取りまして、一番下に1位と2位を把握するという形で修正をさせていただきました。10ページの団体経営体も同じでございます。

参考までに11～17ページでございますけれども、前回2008年の漁業センサスの際に表章していたものを掲載しております。これは縦の列が第1位のもの。その第1位のものの中で右のほうにいきますと、第2位のもものがどれだけあるのか、さらに分解して1位と2位のクロスを紹介しております。今回提案させていただいております内容によれば、これと同じものが提供できると考えております。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の点に関してはいかがでしょうか。これは三浦専門委員から御指摘があった点だと思えます。

三浦専門委員 はい、よろしいと思います。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、3点目の御説明をよろしくお願いたします。

矢野センサス統計室長 3点目でございますけれども、海面漁業調査の漁業経営体調査票（団体経営体用）でございます。ここに「直接行った漁業の従事者」ということで、直接行ったという表現が場合によっては誤解を招くのではないかと。違和感を感じるという御意見をいただいております。

これはざっくりばらんに言いますと、団体経営体については、前回3種類に分けて実施していたものを1種類にまとめた。その影響でございまして、特に漁業協同組合の場合には組合員の経営の部分と自らが経営を行っている部分、2種類ございますので、それが紛れないようにあえてこういう表現を使ったわけですが、ただ、団体経営体の中には漁協以外のものもございまして、そういう意味ではバランスを欠くのかなと考えまして、19ページのとおり名称を「漁業の従事者」と変えさせていただいた上で、なおかつ右の点線で囲った枠の中に「漁業協同組合の方は、直接、漁協の漁業に従事した人」、つまりいわゆる自営漁業の部分であることがはっきりわかるように、そしてまた「共同経営の方は共同経営の漁業に従事した人」と、こういうふうに書かせていただきました。会社のほうには特にこういう紛れはなかろうと思っておりますので、こういう対応をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の点に関していかがでしょうか。これはたしか三木専門委員からの御指摘だったと思います。

三木専門委員 漁協以外の団体経営体も誤解なく答えられるかと思えます。ありがとうございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、4点目の御説明をお願いいたします。

矢野センサス統計室長 続きまして海面漁業調査の漁業管理組織調査票でございます。このところにつきましては2点御質問といいたししょうか、1点目は実態が300経営体以上の非常に多い階層がどうなっているのかというデータを示してほしいという御要望があったと思います。それにつきましては2ページの下の方に、参加経営体数別の組織数を挙げておりますけれども、端的に言いますと2003年で300経営体以上が61であったのに対して、2008年では80と増えております。

では、それを漁業種類別に見たらどうなるのかということで整理をしたものが3ページでございます。見ていただきますとわかりますように、漁業種類別で見ますと例えば「刺網」、「釣」、「採貝・採藻」といったあたりが参加経営体数の多い漁業管理組織となっています。

続きまして、参加経営体数の把握方法の変更でございます。4ページの一番上でございます。これにつきましてはOCR対応ということで誤読などのミスを防ぐために、階層別の把握ということを考えていたわけでございますけれども、やはり全体の実態把握をきめ細かにできるような工夫あるいは管理組織への参加率の算出ができるようにすべきではないかという御指摘をいただきましたので、これは21ページでございますが、実数で把握できるように調査項目を変更させていただいております。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の点に関してはいかがでしょうか。多分300以上も表章すべきではないかという御指摘は三浦専門委員からいただいて、数自体をそもそも実数で捉えるべきではないのかということは、いろいろな委員の方から御意見いただいた点だと思えますけれども、まず三浦専門委員から今の変更に関して。

三浦専門委員 実数になったので、詳細に把握できるのでこれのほうが良いと思います。ありがとうございます。

西郷部会長 ほかに御意見ございますか。

では、こちら300以上及び実数で把握ということで、委員の意見が通ったという形で整理をさせていただきたいと思えます。

その次の点をよろしくをお願いいたします。

矢野センサス統計室長 次は内水面漁業調査でございます。内水面漁業経営体調査票、これは個人経営体用、団体経営体用両方でございますけれども、内水面漁業の中が湖沼での漁業と養殖業と2つあって、少し誘導する方法が複雑になっておるわけでございますが、それが調査を受ける者から見るとわかりにくいのではないかと、誤解を招く可能性があるのではないかと御指摘をいただきました。

これにつきましては23ページの冒頭にありますように、「湖沼において漁業」、これは採捕と養殖業というところから始まるわけですが、ここから説明を起こして、このページを見ていただく前に全体像だけ簡単に御説明しますと、内水面漁業の場合には大きく分けますと湖沼での採捕、湖沼以外での養殖業が大半でございます。けれども、一部湖沼での採捕を行いながら養殖を行っている方もいらっしゃる。また、その逆の場合も若干あるということで、全体が把握できるようにしていかなければいけないという特徴がございます。それをまず頭の中に入れておいていただきたいと思いますが、この23ページにありますように、最初にここから全ての方に書いていただく。それで湖沼あるいはその他の内水面も含めて養殖業を行っていない場合には、5ページでおしまいですよという注釈をさせていただいて、ここでわかりやすいようにいたしました。

もう一つは24ページでございますけれども、養殖業を行っている方の場合には6～7ページを記入してくださいという記述にしまして、実はここにも従前はこの後に「行っていない場合には、ここで終わりです」という書き方をしていたわけなのですが、ここで終わりですというのが、かえって誤解を招くような表現になっていたかもしれません。ですから、あえてここではそこは切りまして、きちんと切り分けができるように工夫をさせていただきました。

同じような整理は団体用の25ページと26ページも同じでございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

従前は養殖のことを先に聞いて、後から共通項目を聞くような形になっていたものを逆にさせていただいて、紛れがないようにレイアウトを変えたということなのですが、これはたしか中村委員からの御指摘への対応だと思っておりますが、中村委員はいかがですか。

中村委員 これではっきりしたと思えます。

西郷部会長 ほかの委員の方から御意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、内水面に関するレイアウトの変更に関しても、御対応いただいたと整理したいと思います。最後の1点となるのでしょうか。よろしく願いいたします。

矢野センサス統計室長 最後は流通加工調査の冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の中のHACCPの部分でございます。このHACCPにはいわゆる第三者の認証を得ているケースもあれば、取引する相手方との間での相互認証もありますし、さらに言えば自己認証というものもある。こういう構造になっているものですから、このHACCPの調査票を見た者がそういう自己認証も含むということがわかるようにすべきではないのかということと、また、丸が

二重につく可能性もあるという2点あったと思います。

これにつきましては27ページを見ていただきたいと思いますけれども、箱の中の括弧として、第三者認証のほかに取引先による二者間認証や自己宣言している場合も含まますよというふうに丁寧に書きまして、そしてこの調査票の341と、右の端っこの説明の間に、導入していないが、導入を決定しているという場合は3のみを で囲んでくださいというふうに、紛れがないように整理をいたしました。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の点に関してはいかがでしょうか。よろしいですか。これは三浦専門委員からの御指摘でしたか。

三浦専門委員 これで非常にわかりやすくなったと思います。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

細かいことですが「ハサップ」という発音が正しいのですか「ハシップ」という発音が正しいのですか、どちらですか。

矢野センサス統計室長 変な話なのですが、一般的には「ハサップ」と呼んでいる方が多いのが実態のようでございますけれども、公用語というのか、例えば国会等で答える場合には「ハシップ」と変えているというような、少しややこしい世界でございます。

西郷部会長 わかりました、どうもありがとうございました。それこそ紛れがなければどちらでも構わないです。

以上で前回のいわゆる宿題への御対応というものは全てということで、先ほど私は7つと言いましたけれども、細かく勘定すると7つということで、農林水産省のまとめですと5つとなっていますが、出された意見に対しては全て委員の意見に合せるという形で御対応いただいた形になっていると思います。

何か全体的に御意見等ございますか。それでは、御意見がないようでしたら前回出された御意見等に対する対応は、全て決着したという形にいたしたいと思います。

それでは、元の審議事項に戻りまして、調査事項の変更等について御審議いただければと思います。

前回資料3 - 1、審査メモの16ページになりますけれども、調査時期の変更ということころまでは前回で審議が済んでおります。今日はその次のところからということで、まず17ページ「4 調査方法の変更」から審議をしてみたいと思います。

まずは最初にOCR対応調査票の導入、コールセンターを設置する、ここが調査方法では前回のセンサスとは大分違っているところだということです。

まずはOCR対応調査票の導入についてということで、金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 審査メモ17ページの下のほうを御覧いただきたいと思います。調査方法に関する1点目の変更といたしましては、情報処理技術等の活用による調査の効率化の観点

から、全調査票についてOCR、すなわち光学式読取装置に対応する調査票を導入するものがあります。

従来、本調査の調査票については、調査票の記入内容を外注によるパンチ入力という形で入力していたところでありまして、全調査票についてOCR対応調査票に変更することによりまして、集計作業の負担軽減、処理時間の迅速化等が図られるということでございます。

ただ、私どもといたしましては、何点か確認をする必要があるのではないかと考えております。それが一番下の論点ということで、1点目が調査票のOCR化により従来、人が入力していた際に行っていた検査チェックが行われなくなることがないのか。

また、2点目といたしましては、OCRの読み取りの精度や読み取りが困難なケースへの対処方法。

さらに3点目といたしまして、OCR化に伴って調査結果の公表時期のさらなる早期化の余地はあるのかどうか。こういった点を確認する必要があると考えているところでございます。

この部分の説明は以上であります。

西郷部会長 どうもありがとうございました。

このOCR調査票の導入に関しましては、総務省から論点として3つの点が挙げられておりますので、まず農林水産省から御説明をお願いいたします。

矢野センサ統計室長 前回資料3 - 2の7ページにまとめております。

まず読み取りのチェックの点でございますけれども、これはOCRの技術も随分進歩してきておりまして、作業自体は外部に発注するわけでございますが、その際に読めなかった文字のチェックであるとか、これはテクニカルな対応になりますけれども、きちんと契約の中に盛り込んで、漏れがないようにしていきたいと考えております。

正確さということでございますが、これもOCRの技術自体は相当実績を積んできておりまして、ある意味、コンバットプロブという状態になってきております。当省の実績ではほぼ完全に読み取れておるといふふうに、これは担当部署で確認しております。

また、実際問題、読取困難なケースもあるかもしれません。そういった場合、読み取り後に入力したデータを都道府県に還元した際に、これは市区町村等に照会をして修正するといったこともできる。そういう手段を講じております。

また、公表の早期化の点でございますけれども、OCR化というものは非常に有効な手段でございますが、もちろん万能ではございません。プラス・マイナス両面がございます。ざっくりばらんに申し上げれば調査票を本省に回収して、そこで一気に読み取って入力するわけですが、それをまた現場に戻しチェックもするという作業をしていきますので、そういう意味では相殺されるという言い方は変ですが、公表時期自体はそれほど変わらないのではないかと。もちろん最大限の努力はいたしますけれども、恐らく前回と同じ程度になるのかなと考えております。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

私のほうから確認なのですが、論点メモの1番目の点は、先ほどだときちんと読み取れるという御説明だったと思うのですが、メモのほうはむしろ審査の体制がどのように変化するのか。きちんと従前と同じレベルの審査が行われるのかという、その確認を求めているのが、は光学的にきちんと読み取れるのでしょうかと、どちらも関連はしているのですが、力点の置き方は違うように思うのですが、御回答のほうは に関しては従前と同じレベルで審査が行われるというようには伺えたのですが、その点だけ確認させてください。

矢野センサス統計室長 そのとおりでございます。単純に言えば人だった部分が読み取りに変わるというだけであって、全体の審査のスキーム自体はこれまでと変わりません。入念にチェックをいたします。

西郷部会長 わかりました。

それでは、今の論点と御説明に関して、委員から何か御意見ございますか。

三木専門委員 今の部会長の御指摘された部分の再度確認なのですが、でテクニカルチェックという言葉を使っているらっしゃったと思うのですが、不読文字だけではなく内容的なものもあるのですが、その部分に関しては調査員レベルでの確認が行われると解釈してよろしいでしょうか。

矢野センサス統計室長 そのとおりでございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

金子調査官 1点確認なのですが、最後の公表時期なのですが、先ほどの御説明ですと結局、例えば不明な部分は自治体に戻してチェックをするということで、結局相殺される部分があって時間的には余り変わらない、入力終了時期は変わらないということでしたけれども、従前も疑問のある調査票については地元に戻してチェックをしていたわけですね。その点は変わらないのではないですか。

矢野センサス統計室長 変わりません。

金子調査官 ということになると、相殺されるという意味はどういうことなのでしょう。

矢野センサス統計室長 端的に言えば、その調査票が地元であって都道府県で入力しておいたものが、本省一括での入力になるということです。ですから、それぞれがセパレートして行っていたものが一括して本省で入力するので、その部分は相殺されるわけですが、今度はまたそのデータをそれぞれまた還元してチェックをしてもらうという部分は、逆にプラスになる。そういったものを総合的に勘案すると、全体的な効率性は向上するけれども、タイムスケジュールというのか、時間軸においては、それほど変化はないだろう。もちろん我々としてはできるだけ早く公表できるように努力いたしますが、現時

点において明らかに早期化できるという確証を持つには至っていないということでございます。

金子調査官 そうすると、公表の早期化が可能かどうかは実際に調査を行って見なければわからないということですか。そうだとすると、資料3-2の7ページの一番下の記載は、実際調査を行ってみて作業的にもし短縮する余地があるとするならば、今後、公表の早期化を考えていきたいという趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

矢野センサス統計室長 それは当然のことだろうと思います。

金子調査官 わかりました。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か論点はございますか。

竹原委員 今の最後の質問に関連してなのですけれども、結果を踏まえ、検討するというのも、要するにやみくもにあらゆる側面を検討するわけではなしに、恐らくこういう部分には効率化の余地だとかスピードアップの余地があるのだろうと踏まえられた上でのことだと思うのですが、そういうものはどの領域にあるのですか。

矢野センサス統計室長 端的に言いますと、全体のコスト的な面での検討がスタートラインとしてございました。これは前回も御説明したことでございますけれども、20年の行政事業レビューの中で不断のコストカットを継続すべきという御意見をいただき中で、特にこのOCR化についてはぜひ取り組むべきであるという御指摘をいただきまして、それに対応してきたということでございます。

そのOCR化の一番効果のある部分というものは、これまでは調査をした都道府県がそれぞれ契約発注をして入力しておったわけですが、そういう個別に入札をするといったことが必要なくなり、本省で一括してそういうことができるので、そういう意味で労力的にも経費的にもコストカットが可能になるという観点でございます。

竹原委員 そのことは結構なのですが、そのことと効率化されるということはスピードアップということにつながっていくだろう。だからもう少し発表の早期化はできないのかというのが論点の1つだと思うのですが、スピードアップの余地というものはどこにあるのですか。現時点では見通されていないのですか。要するに単に一度行ってみて、何もわからないけれども、やってみてどこかでやれそうな余地があるという、そういうことでこの を書かれているのか、そうではなしに今回のセンサスでは対応できないけれども、この辺の領域でスピードアップの余地はありそうだというふうに思っているのか、そのところをお聞きしたかった。

矢野センサス統計室長 端的に言いますと、都道府県で分散をしてパンチ入力をしていた部分を、つまり全国的に並列処理をパンチ入力という手法で行っていたものを、本省で、一括で直列形式でOCR入力に切りかえるという、そういうことでございます。その場合にOCRを導入することによって機械的に読み取ることができるわけでございますけれども、そのかわり今度は逆にまたそれを送り返してチェックをする。その郵送の時間もかかるわけで

ございます。ですから、そのところは実際のところ今回実証して行ってみないとわからない部分があるという意味でございます。

西郷部会長 多分、竹原委員がおっしゃっていることは、早期化というか、調査票を集めてから結果表が出るまでの時間が短縮できるとすれば、具体的な見通しとしてどんなことが考えられるのだろうか。今のお答えは恐らく入力の方ではかなりの早期化が図られる。それが早期化に関するプラスの側面だけれども、一たん本省で入力をして、それを都道府県に戻しているところで今までよりは時間がかかる。その差し引きの部分というものは行ってみないとわからない面があるという御回答かもしれないとは思ったのですが、もう少し具体的に早期化のプランが描けるようであれば、御回答いただければと思います。

矢野センサス統計室長 私どもとしましては、まず入力の方の比較と、入力したものをまた都道府県に送り返して、そしてまたチェックをするというステップを経て公表に至るわけでございますけれども、一番大きく変わるかなと思っていることは入力の方でございます。

入力の方は先ほど申しましたように並列処理を直列処理に変える。けれども、それはパンチ入力から読み取りに変えるという、その差。ですから、全体的な公表に至るまでの時間としてのカットできる部分というものは、正直言うと現時点ではそんなに大きくないであろうと見込まざるを得ない。これは恐らく調査の規模、OCRを導入する場合の分散処理から直列処理に変更する効率が、その調査の性格によってどの程度のものなのかということによって変わるのかもしれませんが。私どもとしては漁業センサスに関して言う限りは、恐らくそれほど大きくは変わらないだろうと考えておる。けれども、可能な限りの早期化に向けては努力いたします。そういうことでございます。

西郷部会長 竹原委員はよろしいですか。

竹原委員 ということは、ややしつこいですが、これで結構ですけれども、は「今回の結果を踏まえ、次期漁業センサスにおいて公表早期化についても検討することとしたい。ただし、現時点で要するに効率化のめどあるいは見通しが立っているわけではない」と理解して良いわけですか。

矢野センサス統計室長 そういうことでございます。

竹原委員 わかりました。

西郷部会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今度はコールセンターの設置にまいりたいと思います。これも金子調査官からまず御説明をお願いいたします。

金子調査官 審査メモ18ページの上のほうであります。調査方法に関する2点目の変更ということでコールセンターの設置であります。本調査に関する報告者等からの照会に効率的に対応するというので、民間事業者への委託によりコールセンターを設置するというものであります。

コールセンターは報告者全てを対象として、調査全般に係る照会を一元的に対応すると

ということで、これによりまして都道府県あるいは市区町村での照会対応業務等の負担軽減が図られるものであろうと思われませんが、私どもとしては、これも確認的な意味合いですけれども、2点ほど確認したいと考えております。

1点目は前回の2008年の漁業センサスの際、照会等の対応実績がどの程度あるか。さらに2点目として、コールセンターを今回設置するに当たって、設置、運営等に関し何らかの検討が行われているのであれば、その検討の内容を確認したいということでありまして、以上であります。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の論点に関して農林水産省から御説明をお願いいたします。

矢野センサス統計室長 資料3-2の8ページに整理をしております。前回2008年の漁業センサスの際には、これは各自治体の照会件数であるとか休日出勤日数などを詳細に私どもは把握しておりませんでした。多分、実態に応じて各様であったのであろうと思えます。

本省に限って言いますと、調査日の前後1週間に職員が毎日詰めまして、電話照会に対応したという状況でございました。ただ、間違いのないことは、こういうコールセンターを設置して全国統一的に対応してもらえると非常に楽になる、非常に効率的に行えるという要望は、各都道府県の統計部署から強く寄せられている状況でございます。

実際の前回実績がない中で、やみくもにできるのかという御心配もあろうかと思えますけれども、実は前回2010年の農林業センサスの際に初めてコールセンターを設置しまして、一応実績は積みました。今回漁業センサスについては、その際のノウハウを全面的に活用して対応していきたいと思っております。

前回の農林業センサスの際にはコールセンターへ電話が入ってくる件数、入電件数と言うのでしょうか、こういったものも当然実績として残っておりますので、例えばどの程度の回線数が必要になるのか、あるいはどの程度のオペレーター人数が必要になるのか。そういう時期に応じてのグレードと言うのでしょうか、そういったものも適切に配置していきたいと考えておりますし、また、問い合わせの内容も当然誰から誰に対するものなのか、例えば調査員からの問い合わせ、あるいは客体から、都道府県の職員から、いろんなケースがございますので、そういった農林業センサスでのノウハウをきちんと生かして、マニュアルとして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今のコールセンターの設置ということに関して、委員の方あるいは府省の方から御意見あればと思えますけれども、いかがでしょうか。

三木専門委員 コールセンターの設置に当たって参考にされる実績として、2010年農林業センサスにおけるコールセンターということで、入電数を示されておりますが、やはり専門的な部分とか、特に漁業において農業より対象が一般の方ではないのですけれども、

オペレーターの方は一般の方ですね。そこでうまくスムーズに回答できるのかなというような心配があるのですが、そのあたり農林業センサスのコールセンターの中で課題とか、その乗り越え方とか、何かその辺の実績も出てきていらっしゃるのでしょうか。

矢野センサス統計室長 本当に御指摘のとおりでございます、まさにその点が一番難しい問題だろうと思っています。農林業センサスの際の結果というものはもちろん手元にあるわけでございますけれども、多分、漁業センサスの場合には産業的な特性が違いますので、問い合わせの内容が相当変わってくるだろうと思っています。

そういう意味では私どもも試行調査の際にもいろいろお聞きするとか、いろんなチャンネルを通してそういうマニュアルへ反映すべき事項、想定される事項を整理していきたいと考えております。

西郷部会長 ありがとうございます。

今のお答えで三木専門委員はよろしいですか。試験調査は計画なさっているのですか。特にコールセンター等は試験調査を小規模なもので良いから行ったほうが良いように思います。

矢野センサス統計室長 コールセンター自体は試行調査の中で行っておりません。いろんな意味での情報収集を丁寧に行っていきたいと考えております。

西郷部会長 ほかに今のコールセンターの設置に関していかがでしょうか。

それでは、調査方法の変更の(1)OCR対応調査票の導入に関しましては、従前と同じレベルで調査票の審査が行われるということ、それから、光学的な読み取りにも問題がないことが確認されましたが、早期化に関しては今回のOCR票の導入がプラスに働く面とマイナスに働く面とが両方あるので、行ってみないと早期化が実現できるかどうかという見通しは立たないという御回答だったと思います。ただ、OCR票の導入に関しては特に異論はないという整理になったかと思しますので、もし委員の方から反対意見等がなければ、OCR票の導入に関しては決着したとさせていただきたいと思えます。

コールセンターの設置に関しましても、農林業センサスの経験があるので量的なものに関しては見通しがある程度つくのだけれども、質問の内容に関しては漁業センサスに固有のものが多分あるだろうから、それは未経験の部分ではありますが、関係者に意見を伺うなりして十全の準備をしていただいて臨むということで、これもコールセンターを設置しないよりは設置したほうが私も絶対良いと思えますので、もし御異論がなければ決着という形にさせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、その次の項目、集計事項の変更に移りたいと思えます。また金子調査官から御説明をよろしく願いいたします。

金子調査官 集計事項については、既に委員、専門委員に事前にお送りし、内容を確認していただいているところではありますが、この部分の観点といたしましては、審査メモ18ページの下のほうに書いてあるとおり、今回の調査事項の変更等で具体的にどのような情報が新たに提供されることになるのか。どのような分析が可能になるのか。そういったこ

とを確認しておく必要があるということで考えているところでございます。

例として下のほうに3点ほど掲げておりますが、漁業を行った人の経営主との続柄の問題。2点目の販売金額については、先ほど既に御説明ありましたとおり、販売金額が2番目の漁業種類も把握するということなので、これは従前と同じということになるかと思えます。一方、その下の水産加工場における生産品目の細分化、HACCP関係、こういった変更事項がございますので、これらに伴って集計事項はどのように変わるのか。その中で何らかの新しい情報が提供される等、また、それにより新しい分析が可能になるものがあるとなれば、どういうものなのか確認しておく必要があるということでもあります。

以上であります。

西郷部会長 ありがとうございます。

今日、前回の意見の対応というところで、調査票の設計自体が変わっているので答えにくいような面もあるかと思えますけれども、農林水産省から御説明をよろしく願いいたします。

矢野センサス統計室長 同じく資料3-2の9ページからでございますけれども、1点目は経営主との続柄の関係でございますが、これは10ページのように一世代経営なのか二世代経営なのか三世代経営なのか、こういった形での表章がこれまでできなかったところでございますけれども、今後は新しくできるようになるということが1つのイメージかと思えます。

販売金額が2番目に多かったという点は、これは元に戻しましたので従前と変わりません。

最後に水産加工場における加工品目は13ページでございますけれども、先ほどのHACCPのところでございますが、これは1つ選択肢が増えたという形の表章になるかなと。つまり導入していないけれども、導入を決定しているというところが1つ増えるというイメージでございます。それと水産加工のほうは品目数が増えますので、これは純粋にその部分だけ増えるイメージでございます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、集計事項の変更について、こちらの論点メモに挙がっているものは例えばという話だと思いますので、そのほかにももしかしたら今回、調査票の設計が変わることによって集計すべき項目というのが変わっている可能性もございますので、そういったことまで含めて御意見いただければと思います。

工藤専門委員 資料3-2の10ページ、世帯の経営主との関係から一世代、二世代、三世代というふうに分けるわけですがけれども、調査票を見ると例えば兄弟、姉妹とか孫というのが出てくるわけです。そうすると、それはこの中には含まれないで、悩ましいのですがけれども、その他というのを入れないとここから外れてくるものが出てくるかなという気がするのです。

西郷部会長 今回の点はいかがでしょう。

矢野センサス統計室長 そういうふうに対応していきたいと思います。

西郷部会長 工藤専門委員、それでよろしいですか。

その他というものは、どこまでその他にするかというのが悩ましいところで、多分、世帯の構造がどうなのかということに関心があるとなると、もう少し細かくという話も出てくるかとは思いますが、一般に表章されるレイアウトと、プロというか、専門の研究者が使う情報というものは、必ずしも一致するとは限らないという面もありますので、今の御意見としてはこれにさらにその他をつけ加えて、インクルーシブにするというか、調査票の情報が全部とらまえられるように変更を提案するというところでよろしいですか。

工藤専門委員 そうですね。余りここを細かくしてもかえって大変になってしまうと思いますし、1とかは表章されないということになるとしようがないと思うので、全てが含まれる形でやれば良いと思います。

西郷部会長 どうもありがとうございます。その点は御対応いただけるということでよろしいですか。

矢野センサス統計室長 はい。

西郷部会長 そのほかございますか。

三浦専門委員 前回のところで本来言うべきだったことだと思っておりますけれども、HACCPの導入のところで、HACCP導入の調査は冷凍、冷蔵含めて水産加工業だけに行っているということなのですが、ヨーロッパのEU HACCPなどを見ていると、市場についてもHACCPの導入がないと輸出ができないというスタイルになっている中において、市場に対してもそういうもの（HACCPの導入調査）を聞かなくて良いのか。疑問に思ったものですから、その辺はどうでしょうか。

西郷部会長 今回の点はいかがですか。

矢野センサス統計室長 魚市場調査票を見ていただきますと、これは市場の場合にも先ほど三浦専門委員から御指摘のあったように、衛生面での管理ができるような配慮が必要であるということが非常に重要であると政策担当部局からも聞いておりますし、調査項目の中にはそういう意味で海水殺菌装置であるとか、そういう項目も一応入れまして、把握できるような対応はしておるつもりであります。

恐らくHACCPは製造工程が対象でございますので、加工で把握すべき内容ではないのかなと、私どもとしては整理をさせていただいてございます。

西郷部会長 認識の違いなので結論が出るかどうかということとはわからないのですが、それはどうでしょうか。市場に関して調べていただいたほうが良いですか。

矢野センサス統計室長 そうですね。引き続き検討してみたいと思います。

西郷部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょう。では私のほうからも1点。マイナーな点なのですが、審査メモで示された論点に対する回答の13ページで、HACCPに関して従前は「採用している」

「採用していない」で、見直し後は「導入している」「導入していない」「導入を決定している」と言うのですが、先ほどの調査票のレベルでは導入していないけれども、導入を決定しているという場合には、1カ所だけ丸をつけなさいというふうになっていました。ところが、表章の場合だと明らかに内数表示に見えるので、調査票の書き方とは違う集計をしないと、読んでいるほうが戸惑うようなことがございますので、これは表章する場合は内数表示という理解でよろしいですか。

矢野センサス統計室長 はい、そのようになります。

西郷部会長 その点だけ確認させていただければと思います。

集計事項の変更に関してほかにもございますか。

金子調査官 最初の部分の経営主の続柄の関係なのですが、別紙1でこういった新たな統計表をつくるということで、これによって何が分析できるのか。要は一世代、二世代、三世代という形で、漁業経営の継続性とか、将来的に経営体が増える、あるいは減る、そういった状況を分析するために有用なデータになるという理解でよろしいのでしょうか。

矢野センサス統計室長 経営の継承の可能性を把握できるという意味で、非常に重要なデータになると考えております。

以上です。

西郷部会長 わかりました。この点は前回、続柄を捉えるということに関してこうしたほうが良いという御意見をたしか三木委員が述べられたので、今回こういう集計が新たに加わることによって、どんな分析が可能というか、こういう表がつくられたとしてどんな面が明らかになるのか、専門家の立場としてもし御意見いただければ。

三木専門委員 従前、表章で海上作業の男子何人、1人、2人、3人の組み合わせ、4人以上とか、男女の組み合わせで同様に何人、あるいは女性で1人操業、2人操業という表章があったかと思うのですが、それだけですと人数はわかるのですけれども、世代構成が不明である。今おっしゃられたような継承の可能性、今の漁業就業者、漁業経営体が減っている中で、継承の可能性、今後どうなるのだというところを分析にするに当たっては、世代構成を把握したいと思っていただけです。そういう意味ではその世帯が入ってきたということは大変喜ばしいと思っております。

同時に従前の男女の海上作業人数とか構成とか、その部分がどうなるのか。今も多分ないですね。どこかの段階で表章としてなくなったと思うのですけれども、個人的にはどうか詳細に分析するにはそういうものも出てくると嬉しいなとは思っておりますが、ひとまず世代が出たということは喜ばしい。その先を見通すことが若干できるのかなと思うところでございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

集計事項の変更に関してほかにもございますか。

金子調査官 三浦先生、先ほどのHACCPの関係で1点教えてほしいのですが、HACCPの導入がないと輸出できないという意味はどういうことなのか教えてください。

三浦専門委員 EU HACCPの場合は市場から魚を買う場合、その市場がHACCP認証を得ていなければだめだということになっているのです。米国HACCPの場合は加工場の認定だけで、原料がどのような由来なのかが最初の段階で確認できればそれでOK。EU HACCPの場合には漁場も確認されて、それから、市場に並ぶ場合には市場も確認される。それが連続してHACCPでつながっていないと輸出できないというシステムになっています。

ただ、市場がある国というのは日本と韓国と少しぐらいのもので、ほかの国では魚を並べてせりをやるような市場は非常に少ない。荷さばき所という位置付けの中でEUに輸出している。日本の場合には非常に市場が多いので、輸出する際にその辺が課題となっているので付け加えたところがございます。

金子調査官 ありがとうございます。

西郷部会長 ほかにございますか。

そうすると、集計事項の変更に関しては、まず資料3 - 2の10ページに出されている表に関しては、その他をつけ加える形で、調査票で調べられた項目が漏れなく記載されるようにするということが1点。この表自体は分析目的として非常に有用なものであるので、ぜひこういう表を付け加えるべきだというコメントもございました。

HACCPに関しては、今のところは水産加工場のほうにだけ導入するかどうか聞いているのですけれども、今、三浦専門委員から市場自体にもHACCPの認証を問うことが将来的には必要になってくるのではないかと、そういう見解もあるということで、その点の事情を調べていただくというのを、農林水産省の宿題としたいと思います。

それでは、集計事項の変更に関してはそれまでということにいたしまして、次の内水面漁業経営体、個人経営体の調査のあり方に移りたいと思います。これもまず金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 審査メモ19ページの上のほうでございますが、内水面漁業経営体調査については漁業センサスの調査結果を見ると、個人経営体については11万5,000経営体ということで、内水面漁業経営体約5,500が占める割合は約5%です。そういうことで比率的には非常に小さいということがございます。

また、ここには書いてございませんけれども、例えば内水面漁業を生産量という部分で見ますと、海面漁業と内水面漁業の生産量の合計、これは平成20年で見ますと全体で約440万トンぐらいあるのですが、このうち内水面漁業の生産量は約3万3,000トンということで、全体の1%に満たない。かつ、これを時系列的に見ると、例えば平成10年には7万8,000トンありましたので、約半分近くに減少している。生産量の面で言えばそういう状況になっているということでもあります。

このように、内水面漁業については、初めに申し上げたような経営体全体に占めるウェートあるいは生産量のウェート、あるいはそれが時系列的に減少傾向であることを勘案いたしますと、団体経営体はともかく個人経営体について、従前どおり全ての経営体を調査することが本当に必要なのかどうか。これは当然施策との関連もあるわけでございますけ

れども、そういった点をが少し議論する必要があるのではないかと考えているところでございます。

ちなみに海面漁業調査については、漁業センサス当初から年間海上作業日数30日未満の個人経営体については、漁業全体への影響が小さいということで、調査対象から除外されてます。一方、内水面漁業については、湖沼において水産動植物の採捕を行ってれば、全て調査対象になるということで、作業日数等による制限はないという状況であります。こういったことで従前どおり内水面漁業、特に個人経営体について全数調査が必要なのかどうか。時期的にそろそろそういったものを見直す時期に来ているのではないかという趣旨であります。

以上であります。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今回は論点として2点、ここに書かれていないものまで含めると3点となるかもしれませんがけれども、総務省から論点が挙げられておりますので、これも農林水産省から最初に御説明をいただきたいと思えます。

矢野センサス統計室長 資料3-2の14ページを見ていただきたいと思えます。5%という数字が果たして十分に小さいのかどうか、これはまた別途の議論があろうかと思えますが、まず内水面漁業でございますけれども、これは漁業法の中で第5種共同漁業に類する部分でございます。

これは端的に言いますと、海面と比べて内水面というものはある意味違ったものということが過去の歴史的な経緯からあって、こういう第5種共同漁業という形になっていると思われまます。端的に言えば海面に比べれば資源が乏しいということなのだろうと。そのためにこの資源管理を、海面もそうなのですけれども、海面以上にきちんと行っていかなければいけないということがあって、これは内水面漁業協同組合の中では増殖の義務も負っている。こういったことがあって、施策として見ますと内水面については、全ての水産動植物を対象に漁業を行うものが施策の対象となっているという特性がございます。こういう特性に従って、私もこの調査をしてきたという経緯があるというところは御理解いただきたいと思えます。

また、行政施策への利用の観点からいきますと、現実問題として地方交付税法に基づく交付税の算定の際には、内水面については全ての水産業者というのが既に現実の問題として使われております。したがって、センサスの中でそこを把握しないということになると、そういう算定そのものができなくなってしまうことがございます。

さらに、単に物量だけで問題がないのかといえますと、小地域統計という問題がございます。例えば今回、不幸にして東日本大震災が起り、それに引き続いて原子力発電所の事故が起り、そういったものが起こりますと例えば養殖をしているヤマメであるとかイワナといったものにも放射能の影響が出ておまして、こういうものは非常に大きな問題となっております。そういうものを克明に小地域別のデータを提供するという意味では、

これは漁業センサスしかございません。そういう意味でこの内水面調査というものは非常に重要であると考えております。

以上でございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の内水面漁業経営体調査のあり方に関する検討ということなのですが、漁業全体の経営体の数で言うと5%ということで、販売量、漁獲高から見ても割合としては小さい。だけれども、政策的なニーズから考えると漁業センサスで内水面を全て捉えないと施策に支障が出るという御説明だったと思いますが、内水面の調査ということに関していかがでしょうか。

工藤専門委員 私も残すべきだと考えていますけれども、その根拠としては内水面の漁業者の数を把握しようとしたときに、1つのやり方として漁協の組合員統計から見るというやり方がなくはないのですが、内水面の場合は採捕した人、つまり魚を売らなくても釣り人でも組合員になっている人がいて、そういうものの実態を含めた実態はとれるのですけれども、本当に漁業を行っているのかというと、かなり怪しい。こういうセンサスで実態をつかめていなければ、その内水面での漁業の実態というのがつかみにくい。ですから何か事が起きたときに補償ですとか、そういうことがあるわけですが、その辺も含めて漁業センサスによる実態把握というものは、いろいろな局面で重要になってくるはずだと思っております。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに内水面に関して御意見等ございますか。余り時間をかけるわけにはいかないのですが、後で問題にしたいところもあるので、逆に海水面で30日以上操業するかどうかということが、センサスの対象となるかならないかというものの基準として用いられているわけですが、その30日というのはどういうところから出てきているのか、簡単に御説明いただければと思います。

矢野センサス統計室長 海面漁業経営体の調査は第1次の漁業センサス、これは昭和24年から始めているわけでございますけれども、その時点から継続してそういう条件といたしまししょうか、それでとっております。これは1つには水産業協同組合法における組合員資格が30日以上であったことに準拠しております。

以上でございます。

西郷部会長 従前は30日だったけれども、今はたしか違うのではないですか。ですから漁協の組合員資格が変わったときに、センサスのときはあえて合わせなかったわけですね。その辺の整理はどういうふうになっているのですか。

矢野センサス統計室長 その点は統計の継続性だけではなくて、実際、先ほどの交付税の算定根拠なども同じ条件で適用してきているということがございます。そういう意味で条件を変えずにこのような形で至っております。

西郷部会長 そうすると、その漁協の加入資格がセンサスの操作的な定義、つまりこう

いう対象をセンサスの調査対象とするというふうに整理されたというのは、漁協に所属していないようないわゆる漁業を営んでいる者というのは、非常に規模が小さいものである、そこまでは対象とはしない。そういう整理が行われたという理解でよろしいですか。今回の審査と関係ないことかもしれないので。

矢野センサス統計室長 そうですね。当時の整理としては、そういうふうなことになったと考えております。

西郷部会長 その一方で、今、工藤専門委員から御指摘があったように、内水面に関してはとても漁業を営んでいるとは言えない人まで入ってしまっている、逆に漁協を中心にして調べることが難しいので、少しでも採捕をしている、なおかつ漁業をしているということであれば調査対象とする。そういう整理ということですね。わかりました。

ほかに何か今の内水面のことに、規模の面から見てそもそも調査すべきなのかという論点が挙げられているのですけれども、何か御発言ございますか。

金子調査官 若干この関連で御説明させていただきたいのですが、まず基本的に私どもが提示した趣旨というのは、別に内水面漁業の経営体の把握をしなくてもよいということを行っているのではなくて、あくまでも漁業センサスの中でそういったものを調べる必要が今後もあるのかどうかということです。また、統計法上の位置づけということで、例えば生産統計の分野を見ると、海面漁業生産統計調査は基幹統計調査に位置づけられておりますけれども、内水面漁業生産統計調査は一般統計調査と、基幹統計調査とは別な形になっています。こうした位置づけは、先ほど御説明したような漁業全体における内水面漁業の中の位置づけ等を勘案した取り扱いだろうと考えております。

このようなことから、内水面漁業について、こうした統計法上の位置づけも含めて少し考える必要があるのではないかという意味であります。

ちなみに、先ほど、漁業センサスで把握された漁業経営体数が地方交付税の基準財政需要額の測定単位である「水産業者数」として利用されているとの説明がありました。それは事実であります。ただ、これを厳密に言います、普通交付税に関する省令というものがあまして、その中で「水産業者数」の中には漁船非使用の漁業経営体は含まないということになっております。そういう意味でいけば、必ずしも全ての漁業経営体が交付税交付金の測定単位になっているのではないということです。具体的に数字で申し上げますと、海面漁業の場合、個人経営体は約11万ぐらいありますが、そのうち漁船非使用というものが3,700経営体ぐらいあります。これはあくまで御参考です。

以上であります。

西郷部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。内水面を調べるときに基幹統計としてそれをやる必要があるのかどうかということと、あとは海面と同じように例えば30日という多分ハードルが高過ぎてしまうでしょうから、営業日数等いわゆる裾切りを考えるのかどうかということだと思っております。

矢野センサス統計室長 先ほどの金子調査官からの問題提起でございますけれども、2点、指摘をしておきたいと思います。

1点は、やはりこういう経営体に着目した調査というものは、この漁業センサスでなければ実施でき得ない、そういう性格でございます。生産量に関して言いますと確かに別途の統計調査はございます。けれども、それは全体の漁獲量そのものを捉えることはできませんが、経営構造がどうなっているのか。そういうことを詳細に捉えることはできません。また、小地域統計ということも捉えることはできません。

もう一点は、やはり海面の漁業というものと内水面漁業は本質的に違うものがあるということを、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに今の観点について御意見ございますか。何を基幹統計として何を一般統計とするかということは難しいという側面はあると思いますけれども、基本的にはセンサスと言ったからには全数で調査するのが基本となりますので、何らかの理由がない限りは全数を捉えるのが基本的な姿勢になるかと思えます。

調査効率の観点からして、余りにも対象数が多くなり過ぎるような場合には裾切り等の条件を導入して、センサスの規模を縮小することはあり得るかと思えますが、もし全数調査をするセンサスとしての本来の目的である全数を調査することが可能であれば、定期的にそれを観測しておくことには意味があるかと思えますので、私は漁業センサスの中で内水面を捉えることには一定の意義はあろうかと思えます。ただ、確かに量的な面からすると、内水面というものは漁業全体で占める割合が小さいというのは確かですので、構造を捉えることも大切ながら、全体の調査効率も考えていただいて、継続的にどこまでをセンサスの中で捉えて、どこから先を例えば一般統計の役割に渡すのかということは、今後継続的に検討していただければと思います。

ほかに御意見ございませんでしたら、以上で内水面漁業経営体調査のあり方という観点はおしまいとしたいと思います。

次に、前回の答申において示された今後の課題と、基本計画において指摘されている事項というものがございますので、審査メモにおいては19ページからの課題として指摘されている事項等への対応状況となっておりますけれども、審議の関連資料といたしましては前回の部会の資料2の13ページ及び15ページもあわせて御覧いただければと思います。金子調査官から御説明をいただきたいと思えます。

金子調査官 それでは、御説明いたします。

前回の答申の課題関係でございますけれども、平成20年の前回調査に係る統計委員会答申においては、今後の課題として漁業センサスの実施に当たっての漁船登録データの活用方策の検討というものが掲げられておりまして、これは公的統計の整備に関する基本的な計画、基本計画においても改めて指摘されているところであります。

そもそもこの事項は、実は前回というよりも前々回の平成15年漁業センサスに係る当時の統計審議会の答申において、漁業センサスの調査事項の中には漁船登録データにおいて把握されている事項が含まれているということで、次回調査に向けて母集団名簿の整備と調査票へのプレプリントのためのデータとして活用することを検討する必要があるという指摘がありました。これが最初の指摘ということでもあります。

これを踏まえまして、調査実施者で活用を検討いたしましたけれども、その当ても個人情報保護とか登録データの内容的な問題、マッチング作業の難しさ、こういった問題がありまして、前回平成20年の漁業センサスに係るこの人口・社会統計部会での審議でも、その旨の説明が調査実施者からあったわけですがけれども、結果的に当時の部会の判断としては、調査実施者は可能な範囲でどう活用できるか検証作業を行うべきであるということになりまして、それが答申の中でも活用方策の検討という形で盛り込まれたという経緯でございます。

この答申を受けまして、農林水産省において実際に調査対象名簿と漁船登録データの突合作業が行われたということですが、これは後ほど農林水産省からも御説明があろうかと思えますけれども、例えば経営体の所在地の表記等の問題から照合可能なものが全体の大体4割程度と非常に少ない。また、漁船登録データが電子化されていない都道府県においては、照合作業に多くの時間と労力を要するといったこと等々で、漁船登録データを調査の代替として活用することは難しいという結論に至ったということでもあります。

しかし、調査対象名簿の作成において、新規経営体の捕捉率の向上という観点からは利用できる部分があるのではないかとということで、以前御説明いたしましたとおり、都道府県が農林水産省から前回調査の名簿の送付があった際は、これを市町村に送付する際に漁船登録データによって把握された新規経営体の情報を名簿に追加するということが、客体把握、名簿整備の効率化を図るという形での活用を考えておられるということでもあります。

私どもとしてはいろいろな活用に関する問題等々を踏まえれば、こうした形で活用するということがやむを得ないのではないかと考えているところでありますけれども、ただ、調査の代替としての活用が難しい原因とか、先ほど申し上げた漁船登録データの表記や電子化の問題について、今後何らかの対策を講じることは可能なのかどうかという点について、一応確認する必要があると考えているところであります。

この関係の説明は以上であります。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

矢野センサス統計室長 資料3-2の15ページにごく簡潔に整理をさせていただいております。この点につきまして私どもとしても活用したいということで、過去かなり長期間にわたって各自治体の方々の協力をいただきながら実施をしております。前回にも御説明しましたように、今回の試行調査の中でもチェックをしてみたということでございますけれども、なかなかその調査に直接的に利用することは難しいという状況は変わりござ

いません。

1つにはこれは漁業センサス固有の問題もございまして、と言いますのは先ほど金子調査官から説明がありましたように、以前の漁業センサスの中には漁船登録データから利活用できる項目もかなりございましたけれども、現在の調査票の中にはそういう項目はほとんどございません。そういう意味で本質的に活用する余地が少なくなっていることに加えて、やはり各都道府県がそれぞれ独自のシステムで登録をしておるという問題もございまして、水産庁としても統一的なフォーマットでシステムをつくりまして、提示をしているわけでございますけれども、これは各地方自治体にそれを強制的に使わせることは事実上できないという裏事情もございまして。

そういうこともございまして、現時点においても各都道府県はある意味ばらばらの状態でございます。

また、行政データにはどうしても更新の実態と言いましょか、直近のデータが必ずしも確実に反映されているとは言い難いような面もございまして。そういう意味で一般論としては、行政データの活用ということは大いに検討すべきではあるけれども、例えば繰り返になります、全国統一的なフォーマットで運用されるようにするであるとか、あるいはきちんと経費と労力をかけてデータを正確に維持管理する。そういったことが前提として必要なのではないかと。そういったことも全国的な取り組みとしてしかるべきところから提言していくようなことも、お願いできればと考えます。

以上でございます。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の点、つまり行政情報の活用という観点から、漁船登録システムを調査票情報として使うことを検討いただいたのですけれども、技術的な側面や登録システムに記載されている情報等の内容を考えると結論的に言うと難しいという御結論だったのですが、何か今の点に関して御意見等あるのでしょうか。

なかなか進まない業務情報の活用という面があるのですけれども、今、御指摘いただいた点というのはほかの調査でも伺っております。つまり、まずは電子情報になっていないということと、情報の管理の仕方が都道府県ごとに異なっている、あるいはもっと本質的かもしれませんが、そもそも統計で必要とされる情報が行政記録の中にない、それと合致するものがなかなか見つからないということで、今回に関しましては漁船登録システムを使わずに調査票で調査するというのもやむなしという整理しかないかなと思っておりますが、何か御意見等ございますか。

ただ、この点は将来的には変わることもあり得ると思っておりますので、引き続き御検討を続けていただければと思います。どうもありがとうございます。

それでは、その次の事項ということで、東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応でございます。審査メモにおきましては20ページから「8 東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応」がございまして

ので、そちらを御覧ください。それでは、また金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 では、東日本大震災への対応関係について御説明をいたします。

この梓書きにも書いてございますけれども、昨年の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島という3県については、平成22年の統計によれば我が国の水揚げ量の1割弱を占める地域であります。さらに、この3県においては、海面漁業経営体が、前回の漁業センサスの結果では約1万経営体ぐらいありますけれども、これらの経営体は、今年3月に農林水産省から公表された資料によれば、ほぼ100%のものが被害を受けている状況であります。このうち漁業経営を本年3月時点で再開している経営体は、岩手県が5割強、宮城県が4割、福島県は若干という状況であります。

当然のことながら本年3月以降、現在まで既に半年以上経過しており、さらに漁業センサスが実施される来年11月までには相当数の経営体が経営を再開している状況になるであろうと考えられるものの、やはり被害の影響というのはかなり長期間に及ぶことから、漁業センサスの実施に当たっては、こうした状況への十分な配慮というものが不可欠かと思っております。

こうした観点から、私どもとしては、調査実施者において、被災地の負担、被災地のみならず都道府県とか市町村も含めてということでございますけれども、負担を最小限とするためにどのような対応を考えられているのか。また、この漁業センサスというものが復旧・復興に欠かせない重要な統計調査であることを被災地の方々にも御理解いただくために、その広報、周知といった面で何かお考えがあるのかといったところについて確認する必要があると考えているところであります。

以上であります。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、この点に関しまして農林水産省から御説明をよろしくお願いいたします。

矢野センサス統計室長 お手元の資料3-2の16ページを御覧いただきたいと思っております。

東日本大震災で東北3県が大きな被害を受けている、そして、復旧に向けて非常に少ない人手の中で、もろもろの業務を目いっぱい状態でこなしていらっしゃる、そして、そういうことを考えれば何らかの支援措置が必要であるということは、私どもも十分に認識しているところでございます。

また、そもそも漁業者の方も高台に住居を移転された方もかなりいらっしゃるという情報も得ておりますので、言うなれば母集団そのものが大きく激変してしまっている状況でございます。

そういう意味におきまして、調査においては現場の漁協も協力をいただくことが非常に大きなポイントになるだろうと考えております。これについては3月11日に震災が起きましたから私どもこれまで2回、前回の漁業センサスをベースにしまして復興状況、経営の再開状況を調査させていただきました。7月の時点と震災が起きてからちょうど1年後の今年3月でございます。

具体的にどういうことを行ったのかといいますと、国の農水省の地方組織の職員が現場の漁協に出向きまして、漁協の方からどの程度の方が実際のところ経営をしていらっしゃるのか。そういったことを聞きとりさせていただきました。そういう意味で、その時点から次回のセンサスに向けての準備をしておるといいう言い方もできるのかもしれませんが。

そういう対応をしてくる中で一番大事なことは、名簿の整理であろうと考えておるところでございます。現在も全漁連さん等に協力をお願いいたしまして、特にこの3県につきましては国のほうで全面的に協力をさせていただいて、客体候補名簿の整理をできるだけ速やかに行わせていただき、それをその地元のほうにも提供させていただく。そういう取組が一番効果的なのではないかと考えております。

私どももいろんなチャンネルで3県の方々とも意見交換、情報収集をさせていただいているところでございますけれども、漁業が基幹産業の地域でございますので、やはりこういう調査を精度の高い方法でしっかりやる必要があるということについては、皆さん共通認識を持っていらっしゃいます。それをどういう形でやれば一番負担が少なくできるのか。そういう意味において当面、名簿の作成ということで全面的に協力をさせていただきたいと考えております。

広報活動の点は本当に御指摘のとおりであります。ただ、ややもすれば財務サイドからは財政面が厳しいということで、広報活動については常に切り込まれてしまうわけですが、私どもとしては最大限の必要性をこれまでも主張してきておりますし、できる限りのことをしていきたいと考えております。

以上でございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

この観点については、さきの統計委員会のときにも委員から今回の東日本大震災に関して、漁業センサスではどのような取り組みを行うのかという質問があって、それに対する矢野室長のお答えは、漁業センサスをする事自体、つまり被害の状況を的確に把握する基本データとしての漁業センサスを実施すること自体が対応策ですという御回答だったと記憶していますが、非常に重要な観点になると思いますので、御意見いただければと思います。

三浦専門委員 農林水産省におかれては、1年後に被災地の経営体の調査なども行っていただいて、詳細なデータなど出ているわけですが、また、全漁連のほうでも3県の組合員名簿を手渡しているという状況の中で、福島県の漁業者の扱いがどうなるかお聞かせ願いたい。操業をやりたくても出荷制限の中で漁に出られない。今、試験操業だけ行っているというところがあり、そのような漁業者はどのような扱いを考えられているかお聞かせ願いたいと思います。

西郷部会長 今の点どうでしょうか。

矢野センサス統計室長 調査のやり方あるいは定義そのものを変えて行うことはできないと思うのですが、ただ、客体候補名簿を整理する中で、できるだけ細かに状況を

確認させていただくようなことをできないかなと考えております。

と言いますのは、今回2013年の漁業センサスを行いますけれども、さらにその先の漁業センサスに向けての継続性も必要になるのだろうと考えておりますので、前回のセンサス、そして次回のセンサス、さらにその次のセンサスに向けての接続ができるように、きちんとこのデータを、公表されるデータをどうするのかということはまた別でございますけれども、そのバックデータとしての名簿整理はきちんとさせていただきたいと思っております。

西郷部会長 何かございますか。

三浦専門委員 ということは、試験操業を含め、今度調査が実施されるときまでに30日を超えて漁業を行っている者については漁業者として取扱い、操業をやりたくてもできない漁業者の方たちは別立てで、そのような項目の中で管理をしていくことになるのでしょうか。

矢野センサス統計室長 そうでございます。それをどんな形で対外的に出していけるのかということは、現時点ではまだ予見できないわけですが、そういう点を十分にくみ取って対応していきたいと考えております。

三浦専門委員 私たちの感覚とすれば、原発事故で操業をしたくてもできないという状況の中で、そのような被害者であっても今も漁業者であると思っている。それに対する補償等の問題もあるので、その辺をそれをきっちりと把握してもらいたいと思います。

西郷部会長 ほかにございますか。

三木専門委員 このエリアは今後も基幹産業として漁業は当然重要になってくると思いますし、新しく興す復興なのか、もとに戻すという意味ではなくて、もとをベースにするという復旧なのかということは議論があるかと思うのですが、当然もともといらっしゃった方がベースにはなると思いますので、今回のこの調査は大変よいことだと思っています。

今、三浦専門委員からやりたくてもやれない人という言葉がありました。そのケースもいろいろあるかと思えます。高台移転とか、今どこかに避難されているとか、そういう方々の追跡をしていただきたいですし、さらに、そういう方で今後やる可能性がある方、あるいは少し離れているけれども、通いで漁業をされる方もいらっしゃるかと思うのですが、その辺を捉える方法をもし考えていらっしゃるようであれば、教えてください。

西郷部会長 お願いいたします。

矢野センサス統計室長 そういふところも今回の名簿整理の中で、実際に今どこに住んでいらっしゃるのか。例えば仮設住宅にいらっしゃるのかどうなっているのか。そういったことがきちんと整理できると考えております。

西郷部会長 ほかにございますか。

工藤専門委員 実際の調査をするときの具体的なことなのですが、1点目は住居が仮設なり高台移転している漁業者がいて、漁業地区あるいは漁業集落というものが違う地域に移った。だけれども、漁協にとってはこの人はこの漁業地区の人なのだ、あるいは

漁業集落の人なのだと、そういう場所と漁業の実態との認識のずれというのがあり得る。それは多分統一的な見解を示しておかないと、ばらばらになってしまうのではないか。つまり、調査をするときの説明でそういうケースがある場合は、こういうふうにしてほしいということを中心に説明しないといけないのではないかと思います。

実はそれ以上に自分が調査している中でこれどうなるのかなと思うのがあって、それは経営形態の話で、個人経営体と見なすのか共同経営と見なすのかというところがあって、かなり共同経営が進んでいる。施策的にも受け皿として共同経営にしないで、協業化しなさいというところが出てきていて、それはそれで良いのでしょうかけれども、漁協が団体経営的な形で行っているとか、その辺の認識もかなりまちまちなのかなと思うのです。漁協が行っているという認識を持つ漁協さんもいれば、個別経営を行っているのだという認識を持つ方もいらっしゃると思いますので、この辺も共通的な認識を客体の方に持ってもらう努力が必要なのではないかと思います。この2点です。

矢野センサス統計室長 2点御指摘いただいたと思いますけれども、例えば高台等へ移転されて、もともとの漁業権のあったところと離れてしまったような場合、そういう対応でございますが、現時点で考えておりますことは集計結果を表章する際には、もとの漁業権のエリアといたしましうか、今回は緊急避難的にたまたま住所を変えていらっしゃるだけということで、従前と接続できるような形で対応していきたいと考えております。

経営体の点は非常に難しい問題ではございますけれども、しかし、このエリアだけ概念を変えるということもできないのかなと思っておりますので、定義そのものはこれまでのものを適用しながら、調査をする側、される側にわかりやすいような手引きなり、説明の手段を今後検討していきたいと考えております。

西郷部会長 多分、工藤専門委員の最初の質問は、今回の東日本大震災対応に特化した質問だったと思うのですが、2番目の質問は多分今回のというよりは、経営形態と言ったときに統計の操作的な定義が相手にきちんと伝わっているのでしょうか。その辺は自分が行っていて非常に心配になる。だから2番目の点はおそらく東日本大震災に特化した質問というよりは、経営形態の捉え方というので調査される側と調査する側で認識の違いがないような工夫をしてほしいという、多分そういう御発言かなと私は受け取ったのですが。

工藤専門委員 2番目もどちらかと言うと震災後に特化したところで、国の施策上、共同利用事業とか漁協が例えば漁船を購入して漁業者に使わせる事業があるのです。だからそれを個人経営体という認識でやられているのか、あるいは共同経営、団体経営という形で行っているという認識を持つのかというのが結構微妙だなと。実態としてははっきり言うとなら個人経営体だという認識が多いと思うのですが、仕組みというか制度上、仮に共同経営体なり団体経営の体をなしているという認識もあり得なくはないところがあるので、そこが少し悩ましいというか、そういうことで質問しました。

西郷部会長 ありがとうございます。

何かお答えになるところはありますか。

矢野センサス統計室長 場合によると本当にケース・バイ・ケースで判断しなければいけないようなことも起こるのかもしれませんが、それは、今回はコールセンターを作るということもあり、マニュアルを作るといったこともありますので、それはいろんな事例的な整理を現場の方の意見も聞きながらしていきたいと思います。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。

三浦専門委員 同じようなことなのですからけれども、漁船を共同利用で手当てした場合においては、リース料を払っていても、個人経営という認識がある程度浸透していると思うのです。ただ、前回のときに言いましたように、がんばる養殖業復興支援事業については協業化を下さい、3経営体以上の協業化をすることが要件になっている。この場合にはどのような認識を持つかということをしっかり考えないと、勘違いをしてしまうと思います。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

何かお答えになることはありますか。

矢野センサス統計室長 非常に重要な御指摘をいただきましたので、できるだけ具体的な例も入れるような形で判断できるような、そういう資料的なものを今後検討して作っていききたいと思います。

西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。一応、私なりにまとめますと、いわゆる統計の操作的な定義ということで、どういうものを調査の対象として、どういうものを調査の対象としないかということが決まっている。例えば海面の漁業に関しては30日操業するかしないかとか、あるいは漁場の近くに住んでいるかどうかとか、そういった通常の状態を想定した操作的な定義が含まれている。恐らくセンサスの対象ということだけを考えた場合には、たとえ東日本大震災があったとしても、センサスの対象はこれまでと同じような定義で調べる。そうすることによって逆にどれくらい被害を受けたのか、生産量がどのくらい落ちたのかということがむしろはっきりするわけです。その対応は正しいと思います。

ただ、一方で先ほども最初に申し上げましたけれども、センサスを実施すること自体が東日本大震災への対応になるのだといったときには、被害の状況を的確に把握することも含まれていると思います。そうしますと従来の操作的な定義の外にいる人たちというのは調べないというか、何も捕捉しないということになるとそれは問題だということなので、その点に関しては名簿を整備するという形で、従来のセンサスの対象よりはもっと広げて名簿を整備するというので、被害状況の把握に資するような情報収集をセンサス時に行っていただく。

ただ、その際に例えば特に経営形態に関しては従前から難しい面があったのですけれども、それが今回の震災のときには特にまた難しい、相手の解釈とこちらの解釈とがずれる

ことが顕在化する可能性があるので、マニュアル等をきちんとつくって御対応いただくという、そういう整理になろうかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、東日本大震災についても、調査は従前どおりの定義で、ただし、名簿整理に関しては十分注意を払って、被害状況の把握に努めていただくことで決着したというふうにしたいと思えます。

それでは、基幹統計の指定の変更、名称の変更ということで、次の議題に移りたいと思えます。ここまで漁業センサスの調査計画の変更について審議してまいりましたけれども、次は今回の諮問の答申のもう一つの柱でございます基幹統計の変更、具体的には名称の変更について審議を行ってまいります。

漁業センサスは現在、基幹統計調査の名称であると同時に、この統計調査から作成される基幹統計の名称でもあります。しかし、平成21年4月に全面施行されました新しい統計法におきましては、統計という概念と、それを作成する手段である統計調査という概念が区別されておりますので、したがって、漁業センサスにつきましても基幹統計の名称と基幹統計調査の名称と同一のままにしておくわけにはまいりません。それぞれの基幹統計の名称を適切な名称に変更することになりますので、この点に関して金子調査官から御説明をよろしくお願いいたします。

金子調査官 基幹統計の指定の変更ということで、名称変更の趣旨については今、部長から御説明がございましたとおりでございます。具体的に先ほどの考え方を踏まえて統計委員会の諮問、答申の際に順次、基幹統計と基幹統計調査の名称が同一なものは、基幹統計の名称の変更を行っているわけでございます。

そもそも基幹統計は公的統計の中核をなす重要な統計ということで、それを作成するための基幹統計調査の報告者について、法的に報告義務を課しているものでありますので、こうした基幹統計の重要性を鑑みまして、名称については紛れの生じることのないような適切な名称にすべきである。また、既存の別の基幹統計の名称との関係も含めて検討する必要があると考えているところであります。

現時点で調査実施者からは、名称の案として漁業構造統計といった案が提案されているところでありますが、このうちまず構造統計という部分については漁業センサスの性格というものが、全ての漁業経営体を対象として生産者あるいは生産手段、すなわち漁船等の実態を把握するというので、そういった全体の生産構造を明らかにするという意味で、構造統計という部分は適当であろうと考えております。やはり同種の基幹統計であります、例えば経済センサスにより作成される統計も経済構造統計。さらに農林水産省の農林業センサスにより作成される統計も農林業構造統計という形で、構造統計という用語が使われているところでありますので、ここは適当であろうと思えます。

ただ、前の漁業という部分ですが、これは決して漁業構造統計という形が不適當だとかいう趣旨ではないのですが、少し考えてみると、そもそも漁業センサスの調査対象は、御存じのとおり、海面等で採捕とか養殖を行う漁業経営体のほかに、冷凍・冷蔵、水産加工

場といった製造業が含まれている。

こういった水産加工場などは日本標準産業分類上の分類からすると、相当の部分が漁業とは別になっている水産食料品製造業に該当するのではないかと。また、用語的には、漁業より少し広い概念として水産動植物の捕獲、採取、養殖、加工を行う事業ということで水産業というものがある。さらに、先ほども少しお話がありましたけれども、実は法律的にも水産協同組合法というものがありまして、そこで漁業協同組合とか水産加工業協同組合といったものを総称して水産協同組合という言い方があります。こうした点等々を鑑みると、1つの考え方として水産業構造統計という案もあるかなと考えているところでありませう。

説明は以上であります。

西郷部会長 どうもありがとうございます。

では、今の点に関しまして農林水産省から何か御意見がございましたら伺います。

矢野センサス統計室長 非常に適当な御提案といたしましょうか、案だと思います。そのほうが実態を適切にあらわしているのではないかと思います。

西郷部会長 漁業構造統計ではなくて、水産業構造統計のほうが良いということによろしいでしょうか。

今の点に関しては委員の方からいかがでしょうか。

中村委員 私もそれに賛成です。食料品製造品が入っているものだから、漁業と言ってしまうと良いのかなと思っておりまして、ただ、水産業が何を意味するかよくわからなかったものですから、提案は控えておりましたけれども、それでよければそのほうがよろしいかと思います。

西郷部会長 三木専門委員はいかがですか。

三木専門委員 漁業という形で長い間行っていますので、なじみがあるということはあるのですが、前回のセンサス時に割と流通加工調査の部分が縮小した経緯がありますので、今後頭に「水産業」をつけるとカットされないかなという意味では、水産業というほうが好ましいかなと思います。

西郷部会長 ありがとうございます。

ちょっと整理なのですが、統計の名称としては水産等構造統計、それとも水産業構造統計、どちらになるのか。水産業構造統計ですかね。調査の名称としては歴史的に漁業センサスと呼んでいたもので、ずっと漁業センサス。これを水産業センサスというふうに変えるかということ、その点に関してはどうですか。

矢野センサス統計室長 名称はネーミングということで、字数が短くてよりなじんでいるという意味で漁業センサスがよろしいかと思うのですが、統計の名称は農林業センサスが農林業構造統計でございますから、水産業構造統計ということで全く問題ないのではないかと考えています。

西郷部会長 わかりました。それでは、大方の意見の一致するところでは、統計の名称

としては水産業構造統計として、調査の名称としては従来どおり漁業センサスを利用することによろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

西郷部会長 では、その点も決着したといたします。

時間が押しておりますけれども、次の項目に移りまして、今度は漁業センサスにおける総務省からの確認事項についてということで、前回資料3 - 5の漁業センサスにおける総務省からの確認事項に対する回答についてということで、これは農林水産省から御回答ということなのですけれども、漁業センサスと他の統計調査との関係についてということで、まずは1点目の漁業センサスと他の統計調査との関係について、農林水産省から御説明をお願いいたします。資料は前回資料3 - 5となります。よろしく申し上げます。

矢野センサス統計室長 漁業センサスと他統計の関係でございまして、特に工業統計との関係でございまして。

実態として見ますと、漁業センサスと工業統計の中で重複する項目自体は1ページの下の方を見ていただきますとわかりますように、従業者数程度しかございません。そして、従業員が4人以上というところは重複するのですけれども、それ以下というものは、工業統計から排除されておりますので、そういう意味では重複はいたしません。

漁業センサスの場合には、加工に使う場合に原料の半分以上が水産物といったことを条件にしておりますから、そういう意味で重複ということは事実上、可能な限り排除されていると考えております。

2点目の漁業センサスと漁業就業動向調査は、センサスの中間年に補完して行っている調査でございますけれども、その連続性がどうなっているかということでございます。これは3ページにグラフを載せておりますが、2008年の前回の漁業センサスでばこんと飛び上がっているというのは明らかでございます。これはなぜかといいますと、従前、従事者世帯というものを調査として行っていたわけですけれども、それを廃止しまして、雇っている経営体のほうから雇われている方を把握するようにした。それに伴って従前は海岸に近いところに住んでいる方のみが対象であったものが、それよりも内陸側に住んでいる方も従業者として従事しておられれば把握することに変わったものですから、そういう意味で調査の体系そのもの、対象そのものが変わっておりますので、この不連続の部分はやむを得ないことなのかなと考えております。

3点目、最後のインターネット回答方式の利用促進でございます。これは実は加工調査の中で取り組んでいるところでございまして、私どもできるだけ使ってほしいということで丁寧に説明をしているのですが、やはり規模が小さいということもあるのだと思いますけれども、なかなかこの利用率が伸びないということでございます。けれども、これは時代の流れとしてこういうものを使わない手はないと思っておりますので、できるだけ利用促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

西郷部会長 ありがとうございます。

今の御回答の3点、漁業センサスと他の統計調査との関係について、特に工業統計の部分で製造業と一部重複しているように見える部分があるのだけれども、どうかという点。それから、漁業センサスと漁業就業動向調査との連続性の観点、そして最後にインターネット回答方式の利用促進についてということですが、以上、3点に関して何か御意見ございますか。

恐らく3点目に関しては誰も文句を言わないことだと思いますので、論点にはならないかとは思いますが、最初の点、工業統計調査との重複があるのかないのか。農林水産省の整理ですと、そもそも調査項目で聞こうとしていることが違うということなので重複はないという整理だったかと思えますけれども、その点が1点。それから、連続性ということに関しては、従業者の捉え方が雇用主からのほうに変わったということがあるので、それによって不連続が起きているわけだけれども、今後はずっとこのやり方でとられるということなので、その意味での連続性は確保されるということだと思います。

最初の2点に関して何か御意見ございますか。金子調査官からは何かございますか。

金子調査官 3点目は当然のことだと部会長から御説明がございましたが、利用率が低調。これも一般的にある程度利用促進に向けた取り組みを行っていますが、ただ、実施者から聞いているところだと利用率は1%未満と極めて低調という中で、原因が不明なまま従前と同様の取り組みを行っても、なかなか利用が進まないのではないかと。少なくとも対象者の一部や関係団体から聞きとりなどを行い、利用促進のために、原因の把握等に努める必要があるのではないかと私どもとしては考えております。

西郷部会長 今の点はどうでしょうか。

矢野センサス統計室長 それはその方向で対応していきたいと思えます。

西郷部会長 三木専門委員、どうぞ。

三木専門委員 現場に調査に出た経験として申せば、流通加工調査の主な対象である加工場は、これは統計データからも出ると思うのですが、小規模経営体がかなりの割合になります。そういう小規模なところ、高齢者とか高齢の家族経営ということ、なかなかインターネットを導入していないところも多くございます。そういうものが背景にあるかと思えます。

西郷部会長 3点目に関しては、原因等の調査まで含めて鋭意努力していただくということで、よろしくお願いたします。

1番目と2番目の観点に関してはいかがでしょうか。

工藤専門委員 2番目なのですが、漁業就業動向調査は2009年に実施しているかと思うのですが、これは2008年の漁業就業者と同じような捉え方でやり始めたということではよろしいのでしょうか。

矢野センサス統計室長 そうです。

工藤専門委員 データはもうあるのでしょうか。

矢野センサス統計室長 データは出ておりまして、21年、22年、これはインターネット上でも公表しております。センサスが22万1,910人、21年が21万1,810人、22年が20万2,880人という数字になっております。

工藤専門委員 ありがとうございます。

西郷部会長 ほかにございますか。

三木専門委員 1点目の工業統計なのですが、加工場のデータをとる際に参考に工業統計も利用しておりますが、センサスと違って利用できる部分というのが少ない。工業統計の調査項目は、センサスと重複する形にはなっていないので、両にらみの形で利用しているような状況であります。

あと御参考に、正式名称は忘れたのですが、冷凍・冷蔵倉庫の状況を把握している冷凍・冷蔵倉庫業の協会がとっているものがあるのですが、こちらのデータもセンサスと重複する部分がほとんどなく、専らセンサスのデータを利用しているような状況です。

西郷部会長 農林業センサスと違って、加工流通のところまでとっているというのが漁業センサスの大きな特徴なので、踏み込んでいる部分はほかの工業統計の捕捉範囲等と若干重複感があるということですが、今の整理ですと捉えている内容がほかのものと違うということで、重複とは言えないのではないかと整理にしたいと思います。

2番目の点に関しては捉え方が変わったということで、その意味では不連続は生じているかもしれませんが、今後はこういう捉え方で切りかえられるということですので、連続性は確保されるという整理にしたいと思います。

それでは、1～2分過ぎてしまっているのですが、最後の取りまとめということで、あと5分ないし10分ほど、申し訳ございません、お時間をいただきたいと思います。

取りまとめということなのですが、私は前回と同じようにその都度まとめておりましたので、次回までに農林水産省様に調べていただくことは、魚市場に関するHACCPの取得の状況等について、我が国ないしは海外のところまで含めてどういう状況になっているのかということについて調べていただいて御報告いただくという、ただ1点だけだったと思います。

そういたしますと、1つの宿題を除いて予定していた審議は済んだこととなりますので、以上で本日の審議はここまでとさせていただきます。

委員の皆様の御協力によりまして、効率的な審議の結果、前回と今回の2回の部会で審議予定事項をほぼ終了することができました。初めての部会長役だったので行き届かない面が多かったかと思いますが、本当にどうもありがとうございます。

第1回の部会で事務局から御説明がありましたが、1月9日に第3回目の部会を予定しておりましたけれども、ほぼ部会の審議予定事項の全てを終了している状態ですので、次の部会の開催につきましては今後事務局と相談させていただいて、もしかしたら1月9日に行われる予定であった3回目の部会は、キャンセルということもあり得ることもお心てください。

いずれにいたしましても、委員の皆様もお忙しいと存じますので、そういった点も勘案して早々に事務局から御連絡いたします。

なお、繰り返しとなりますが、予定していましたが、審議が滞りなく進みましたことから、前回及び今回の審議の状況を踏まえて、事務局に対し答申（案）の作成をお願いしたいと思います。

次回の部会につきまして、金子調査官から御連絡をお願いいたします。

金子調査官 次回の部会につきましては、部会長からも御説明がございましたとおり、開催の有無も含めまして検討の上、早急に御連絡を差し上げたいと思います。仮に開催することになった場合は、予定としましては1月9日水曜日10時からということで、場所はこの建物内ではあるのですが、6階の会議室ではなくて3階の会議室で開催を予定しております。開催場所が変わるということで御注意いただければと思います。いずれにしましても、開催の有無について早急にまた御連絡差し上げたいと思います。

また、答申案の作成につきましても、今、部会長から御指示いただきましたので、私どものほうで前回及び今回の部会審議を踏まえまして、部会長と御相談しながら答申案を作成したいと考えております。答申案につきましては委員、専門委員の皆様事前に電子メール等で御連絡を差し上げまして、御確認をお願いすることになるかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

本日お配りしている資料でございますが、これも前回と同様、必要なもののみお持ち帰りいただきまして、そのほかのものについては机の上に残しておいていただければ、私どものほうで保管しまして次回の部会に改めて机の上に御準備いたします。

私からの説明は以上であります。

西郷部会長 本日の部会の結果概要は、来年1月25日金曜日開催する予定の統計委員会で、私のほうから報告いたします。なお、結果概要については事務局から整理次第、別途照会がございますので、御対応のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の部会は終了といたします。長い時間どうもありがとうございました。